

## 備考

- 1 本発注案件において、市基本仕様がそのまま適用される場合は、作業内容と周期に分けて「市基本」の欄に記載がある。市基本仕様と異なる作業内容・周期の場合は、それぞれの「特記」の欄に記載がある。
  - 2 市基本仕様は、国交省共通仕様との比較を併せて表示している。市基本仕様は、財産経営課（ファシリティマネジメント推進室）ホームページに掲載している。
  - 3 「国交省共通仕様との比較」の欄における、「○」は作業内容・周期ともに国交省共通仕様と同一であることを、「〇」は作業内容が同一で周期が異なることを表している。この場合、国交省共通仕様での当該作業の位置付けを左表に、日常清掃に該当する場合は「日常」を、定期清掃に該当する場合は「定期」を併記している。
  - 4 左表の区分欄の「床」における略語の意義は次のとおりである。右表の対象諸室ごとの区分の欄においても同様である。
    - (1) 硬 硬質床をいう。
    - (2) 弾 弹性床(畳を除く。)をいう。
    - (3) 織 織維床をいう。
    - (4) OA OAフロア(床の上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上の別の床を設けニ重化したもの)をいう。
  - 5 OAフロアの定期清掃に使用する適正洗剤は、それぞれの床の特性に合ったものを使用しなければならない。
  - 6 ※が付されているものについては、次のとおり
    - (1) ※1 CDのいずれを適用するかについては、適用しないものを色掛けで表示した。
    - (2) ※2 図書ゾーンのみの清掃
    - (3) ※3 通行者（利用者）が少ない場合は、清掃周期を1Wとする。（該当の場合は右表で明示する。）
    - (4) ※4 洗面台等がある場合に実施する。（該当の場合は右表で明示する。）
    - (5) ※5 仕様は次のとおりである。
      - ア ごみ中継所に集められているごみは、そのほとんどがごみ袋等で分別されている。
      - イ 燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器資源ごみ、古紙資源ごみごとに、定められた時間に、所定の中継所から回収し、所定の場所に分別して集積する。
      - ウ 回収業者及び回収業者への引渡し場所は、施設管理担当者の指示による。
  - 7 市基本仕様のうち、各発注案件において適用されない部分には、網掛けを付けている。
- 市の予定価格の積算についての公表事項
- 積算についての公表事項は、高松市清掃業務委託料積算要領及び清掃業務委託料積算数量算定マニュアル（いずれも財産経営課（ファシリティマネジメント推進室）ホームページ掲載）によるもののほか、次のとおりである。
- (1) 歩掛りについては、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領によった。
  - (2) 国交省基本仕様とは異なる清掃周期としたものについても、歩掛りは、(1)の基準及び要領による数値に、それぞれア～ウに掲げる割合を乗じて得られた数値とした。
    - ア 国交省共通仕様で1Dのものを1Wにした場合 1.5倍
    - イ 国交省共通仕様で1Dのものを2/Mにした場合 2倍
    - ウ 国交省共通仕様で1Dのものを1M(これより少ない頻度を含む。)にした場合 3倍
  - (3) 積算に用いた日数は、清掃周期に応じ、次のとおりである。  
1D=359日、3/W=147日、2/W=98日、1W=52日、1M=12日、6M=2日、1Y=1日
  - (4) 国交省共通仕様において「見積による」のされたもの及び国交省仕様に定めのないものについては、次のいずれかの方法によった。
    - ア 参考見積を徴し、これを元に積算した。
    - イ 参考見積を徴すことなく、類似の作業に係る歩掛りを利用し積算した。
  - (5) 労務単価については、国土交通省の令和8年度建築保全業務労務単価が令和8年1月30日現在未だ公表されていないため、同省の令和7年度建築保全業務労務単価に、市が独自に推計した労務単価伸び率を乗じた数値を適用している。
  - (6) 諸経費の割合については、それぞれ次のパーセントとしている。
    - ア 直接物品費率 4.5パーセント
    - イ 業務管理費率 13パーセント
    - ウ 一般管理費等率 14パーセント